2.3.6 作業装置	⑴　ボウル、エプロン及びエジェクター	①　ボウル等を作動させ、異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　各部の緩み及び損傷の有無を調べる。	②　緩み及び著しい損傷がないこと。
	⑵　エッジ	①　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	①　緩み及び脱落がないこと。
		②　亀裂及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
2.3.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧シリンダー ⑹　方向制御弁 ⑺　圧力制御弁 ⑻　流量制御弁 ⑼　逆止め弁 ⑽　オイルクーラー ⑾　アキュムレーター	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.8 操作装置	操作レバー	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.9 安全装置 2.3.10 車体関係	⑴　車枠及び車体	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑶　座席 ⑷　シートベルト ⑸　昇降設備及び滑り止め ⑹　レバーロック ⑺　表示板 ⑻　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。）	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑼　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑽　後写鏡及び反射鏡		
	⑾　給油脂	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.4　スクレープ・ドーザー

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.4.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.2 動力伝達装置	⑴　主クラッチ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　クラッチレバー	①　レバーを操作し、レバーの重さ及び戻り具合を調べる。	①　重さ及び戻り具合が適正であること。
		②　レバーの遊びを調べる。	②　レバーの遊びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑶　クラッチケース ⑷　トルクコンバーター ⑸　トランスミッション（伝達歯車機構を含む。）	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　操向クラッチ	①　走行させて操向レバー又はペダルを操作し、作動の適否を調べる。	①　異音及び滑りがなく、かつ、確実に作動すること。
		②　レバーを操作し、遊び及び引きしろの適否を調べる。	②　遊び及び引きしろが適正であること。
		③　レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンの腐食の有無を調べる。	③　がた及び腐食がないこと。